

野々市市中小企業振興基本条例の概要

目的

市の産業において重要な地位を占める中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的事項を定め、その基盤の強化及び健全な発展を促進することにより、中小企業及び小規模企業の振興を図り、もって活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

基本方針

中小企業等自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重

中小企業等、市、市民及び関係団体が一体となって、国、県その他関係機関との連携

市の産業の発展に資する施策を推進

基本的施策

中小企業等の経営の安定及び改善

中小企業等の振興に寄与する地域環境の整備及び改善

中小企業等従事者の福利厚生の上向

中小企業等を担う人材の育成

中小企業等に関する調査並びに情報の収集及び提供

中小企業等と大学との連携の推進

新産業の創出及び起業支援

責務と役割

市の責務

- 基本方針・基本的施策に基づき中小企業等の振興に資する施策を推進
- 施策の実施にあたって、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業の事情に配慮

中小企業支援団体の役割

- 中小企業等が経営の安定及び改善を図るために行う取組に対して積極的な支援
- 市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力

中小企業及び小規模企業の責務

- 経営基盤の強化、経営の革新、創造的な事業活動の推進
- 人材の育成、従業員の福利厚生の充実
- 自主的な努力
- 消費生活の安定と消費者の安全確保に十分配慮

大企業の役割

- 中小企業等の振興が地域社会の活性化に重要な役割を果たすことを理解
- 中小企業等との連携、協力
- 市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力

市民の理解と協力

- 中小企業等の振興が市民生活の上向及び地域社会の活性化に寄与することを理解
- 健全な発展に協力

中小企業及び小規模企業の振興

活力ある地域社会の発展／市民生活の上向